

木育資材貸出要領

(趣旨)

第 1 この要領は、北海道森林組合連合会（以下「道森連」という）が地域森林環境教育等活動支援の一環として実施する木育資材の貸し出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出資材)

第 2 貸出する資材は次のとおりとする。

- (1)きぼうのプール 3 セット（札幌本部：2 セット、帯広営業所：1 セット）
- (2)スギックモック 3 セット（札幌本部：2 セット、旭川営業所：1 セット）
- (3)からっく 1 セット（帯広営業所：1 セット）
- (4)紙芝居〔台付〕 3 セット（札幌本部、帯広営業所、旭川営業所：各 1 セット）
- (5)スギブロック 2 セット（札幌本部、旭川営業所：各 1 セット）
- (6)卓上積み木 2 セット（札幌本部、旭川営業所：各 1 セット）
- (7)どうぶつオセロ 1 セット（札幌本部：1 セット）
- (8)木育の森カルタ 1 セット（札幌本部：1 セット）

(貸出期間)

第 3 貸出する期間は原則 2 ヶ月以内とする。ただし、他に借受希望がない場合は延長できるものとする。

(貸出の対象者)

第 4 貸し出しの対象者は次のいずれかに該当する道内の団体・個人等にする。

- (1) 森林組合、市町村、道及び国関係機関
 - (2) 保育園、幼稚園、社会福祉団体
 - (3) 木育活動に取り組む団体・個人
 - (4) その他道森連会長が認める団体等
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、貸し出さないこととする。
- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (2) 営利を目的とした活動、営業行為、または販売促進のための使用。
 - (3) 特定の個人や団体の思想、信条、主義主張の広報・宣伝を目的とする使用。
 - (4) 貸出資材を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
 - (5) 行事の内容や使用場所等により貸出資材を著しく破損し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - (6) 前各号に掲げるものの他、道森連会長が適当でないと認めるとき。

(借受申込)

第 5 貸出資材を借り受けようとする者（以下「借受者」という）は、原則として借受希望日の 20 日前までに借受期間、借受資材について道森連と相談の上、別紙「木育資材借受申込書」を道森

連会長に提出する。

(借受者の遵守事項)

第6 借受者は第三者の使用に供するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別記の貸出資材「使用上の注意事項」を使用する第三者がわかる場所に掲示すること。
- (2) 貸出資材の使用時は必ず借受者の担当者等が1名以上つくこと。
- (3) 貸出資材を大切に扱うこと。

(責任の制限)

第7 道森連は貸出資材を借受者に引き渡した以降、貸出資材の管理及び使用により借受者並びに使用者が被った被害、または借受者並びに使用者が第三者に対して与えた損害もしくは損失に対しては、損害賠償等の一切の責任を負わないものとする。

(破損・紛失等への対応)

第8 道森連が貸出資材を借受者に引き渡した以降、貸出資材の破損・紛失については借受者の責任とする。なお、破損・紛失の内容及び状況により借受者に補償を求める場合がある。

(貸出資材の運搬及び要する経費)

第9 貸出資材の貸出料は無料とするが、貸出資材の運搬及び運搬に係る経費は借受者が負担するものとする。但し、やむを得ない事情等がある場合は道森連と借受者で適宜相談の上、決定するものとする。

(その他)

第10 第1から第9に定めた以外の事項が生じた場合は、双方で協議の上決定するものとする。

付則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年5月9日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。